

地域援助事業者及びその他の医療保護入院者の退院後の生活環境に関わる者の主な例

区分	事業所
障害福祉分野	指定一般相談支援事業者
	指定特定相談支援事業者
	共同生活援助（グループホーム）
	居宅介護（ホームヘルプ）
	日中活動事業者 （生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型・B型）
介護保険分野	有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
	小規模多機能型居宅介護事業者のうち介護支援専門員を有する施設
	認知症対応型共同生活介護事業者のうち介護支援専門員を有する施設（認知症高齢者グループホーム）
	特別養護老人ホーム
	複合型サービス事業者
	居宅介護支援事業者
	介護老人保健施設（老健施設）
	介護予防支援事業者のうち介護支援専門員を有する施設（地域包括支援センター等）
	介護療養型医療施設（介護療養病床）
	訪問介護事業者（ホームヘルプサービス）
	通所介護事業者（デイサービス）
	訪問看護
	訪問リハビリテーション
	通所リハビリテーション（デイケア）
訪問入浴介護事業者	
その他	訪問看護ステーション
	診療所

★都外の地域援助事業者等や行政機関（国及び地方公共団体）、家族及びそれに準ずる者（後見人等）は補助対象外となります。

★上記以外にも補助対象となる場合がありますので、御不明な点等ございましたら、精神保健医療課（03-5320-4464）まで御連絡ください。